平成２５年（フ）第５４９号
仙台市太白区袋原３丁目１番28号
債務者　岡戸　照子
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１２６号
秋田市新屋日吉町24番20号
債務者　柏原　貞子（旧姓畠山・高橋）
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１３８号
秋田市大町６丁目３番19号　サンステージ大町２－Ｂ
債務者　藤原　和子
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１５１号
秋田市川尻上野町１番１―19号
債務者　佐藤　友子
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１９号
栃木県真岡市熊倉町3424番地９
債務者　北口アレクサンドロこと　キタグチアレクサンドロ
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２５年（フ）第５８９号
千葉市花見川区朝日ケ丘２丁目３番８棟201号
債務者　加瀬　英美
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第６９７号
千葉県市原市五井東１丁目８番地４メゾンＤ―51―301号
債務者　三上　孝一
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第７５１号
千葉県八千代市米本1359番地　米本団地３街区40棟415号
債務者　大林　忠道
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第７６８号
千葉県八千代市八千代台東６丁目４番18号
債務者　淺川　陵子（旧姓栗原・愛上）
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第７７２号
千葉県八千代市勝田台南２丁目10番47号
債務者　池田　弘美
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第７７６号
千葉県市原市五井中央東１丁目14番地18
債務者　横野彦次郎
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第３７号
千葉県鴨川市貝渚2887番地２
債務者　佐藤　　繁
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２５年（フ）第４１号
千葉県鴨川市広場1367番地１　広場コーポラスＤ
債務者　川上　麻子（旧姓代見・佐久間）
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２５年（フ）第４５号
千葉県鴨川市和泉968番地
債務者　辰己　和代（旧姓岡田）
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２５年（フ）第４６号
千葉県鴨川市横渚1752番地３
債務者　横畑　敦史
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２５年（フ）第４７号
千葉県館山市館山914番地の１　コーポアーバンⅡ202号室
債務者　伊藤　博之
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２５年（フ）第３１３号
新潟市秋葉区金沢町３丁目４番60号
債務者　鶴巻かおり
1　決定年月日時　平成25年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
新潟地方裁判所民事部